

業務委託契約書

- 印

別紙（業務委託料）

印刷・封入封緘業務（単価契約）

①部材作成・製造費用

ア 国民健康保険税納税通知書作成

- a 一般納税通知書（OCR 納付書）版作成費 ￥ ー
- b 一般納税通知書（OCR 納付書）印刷 ￥ ー
- c 口座納税通知書（年金特徴含む）版作成費 ￥ ー
- d 口座納税通知書（年金特徴含む）印刷 ￥ ー
- e 審査用 RZho115 一般納税通知書（OCR 納付書）版作成費 ￥ ー
- f 審査用 RZho115 一般納税通知書（OCR 納付書）印刷 ￥ ー

イ チラシ「国保税 Q & A」 ￥ ー

ウ チラシ「納税通知書の見方」 ￥ ー

エ 国民健康保険税納税通知書送付用窓付封筒 ￥ ー

②封入・封緘処理費用

ア 年次処理分

- a 一般納税通知書（OCR 納付書） ￥ ー
- b 口座納税通知書（年金特徴含む） ￥ ー

イ 月次処理分

- a 一般納税通知書（OCR 納付書） ￥ ー
- b 口座納税通知書（年金特徴含む） ￥ ー

ウ 配送費用

- a 年次処理分 ￥ ー
- b 月次処理分 ￥ ー
- c 審査用分 ￥ ー

単価契約の取引に係る消費税及び地方消費税額については、契約単価に納品等数量を乗じて得た額に 100 分の 10 に相当する金額を乗じて得た額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

契 約 事 項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の委託契約に関し、この契約事項に定めるもののほか、別紙仕様書又は設計書（以下「仕様書等」という。）に従いこれを履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約事項に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この契約事項及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(監督員及び業務責任者)

- 第2条 発注者は、受注者の業務の遂行について、自己に代わって立会、指示、承諾又は協議を行う監督員を定めたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 受注者は、業務履行について、技術上の管理をつかさどる業務責任者を定めたときは、書面をもって発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第3条 この契約事項に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
- 4 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第4条 発注者及び受注者は、事前の相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約から生ずる権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させ、あるいは担保に供してはならないものとする。

(一括委任又は一括下請けの禁止)

第5条 受注者は、本業務委託について、業務の全部又は発注者の指定する部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称及び委任し、又は請け負わせる業務の内容並びにその他発注者が必要とする事項をあらかじめ書面により発注者に通知し、発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 前項に基づき受注者が本委託業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、受注者は、本契約に規定する受注者の義務を第三者が遵守、履行することを条件に、秘密情報及び預託個人情報を第三者に開示、提供し、利用させることができるものとする。

3 第1項に基づき受注者が本委託業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、受注者は、本契約に規定する受注者の義務が第三者によって遵守、履行されるよう管理し、かつ、第三者の遵守、履行について責任を負うものとする。

4 前項の場合において発注者から求められたときは、受注者は、第三者の商号及び第三者における個人情報の取扱い状況並びに安全管理措置の実施状況を書面で発注者に報告するものとする。

(知的財産権)

第6条 本委託業務実施のために、新規に開発・作成するシステム、ソフトウェア等を含め受注者が使用するシステムを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア及びこれらに付随するすべての技術全般に関する知的財産及び当該知的財産に関する知的財産権は、受注者または受注者に利用権を許諾している権利者に帰属するものとする。

(貸与品等)

第7条 発注者が受注者に貸与し、本委託業務を実施するのに必要な個人データや物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引き渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めたときは、省略することができる。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、仕様書等に定めるところにより、本委託業務の完了又は仕様書等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、貸与された個人データ（以下「預託個人データ」という。）を本委託業務実施以外の目的に複写、複製、編集等を行わないものとする。なお、受注者は、本委託業務の実施にあたり受注者の作業ツールにより預託個人データを記録、変換等した場合、本委託業務実施後、記録、変換等した個人データ（プリントデータ等。以下「変換データ」という。）を受注者の作業ツールから消去するものとする。

(校正)

第8条 発注者は、発注者の責任において発注者自ら本件の校正を行うものとし、発注者による校了後、印刷内容に誤りが発見された場合、その責は発注者が負担するものとする。

2 受注者は、発注者に対して、加工処理業務に先だってプログラムの検証資料を提出し、本件の発行、印字等の検査を求めるものとする。この場合、発注者は、速やかにその検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、合格の場合は、発注者は、その旨を書面にて受注者に直ちに通知し、訂正を要する場合は、訂正内容を書面にて受注者に直ちに通知するものとする。以降の訂正作業についても本項を準用するものとする。なお、受注者は、発注者の合格の通知を受ける以前に処理業務を行ってはならないものとする。

4 デザイン等に変更のある場合または発行仕様もしくは印字仕様に変更のある場合、原則として前各項に準ずる。

(事故処理)

第9条 発注者及び受注者は、本委託業務の実施に支障が生じるおそれのある事故等の不都合を生じた場合、速やかに相手方に連絡し、発注者及び受注者が協力してその解決、処理を行うものとする。

(業務委託の調査等)

第10条 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができ、受注者は、これに速やかに応じなければならない。

2 発注者は、前項の調査又は報告の結果、業務の完了のために必要があると認めるときは、受注者に対し、業務に関する指示を行うものとし、受注者は、当該指示に従い業務を行うものとする。

3 発注者は、必要ある場合、受注者と事前に日時、範囲等を協議の上、合意したときは、当該条件にて、受注者の業務を妨げない範囲において、受注者の事業所（第三者の事業所を含む。）に立入り視察することができるものとする。

(仕様書等の変更)

第11条 発注者または受注者は、仕様書等を変更する必要がある場合、その旨を相手方に通知し、仕様書等を変更することができる。この場合、発注者及び受注者が協議の上、作業内容を変更するとともに、業務委託料金の変更等を決定するものとする。

(業務委託料の変更方法等)

第12条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(不可抗力)

第13条 受注者の責に帰すことができない天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、法令の改廃・制定、公権力による命令処分、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故、疫病の蔓延その他不可抗力により、本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合には、受注者はその責を負わないものとする。

2 受注者は、業務データもしくは処理物品の不具合、発注者のソフトウェア、ハードウェア等の障害及び発注者の誤操作、不正使用及びにシステムのダウン、通信回線の不良、電気通信事業者のサービス提供の停止・制限・中止、ネットワーク・プロバイダーのサービス提供の停止・制限・中止、郵便局または運送業者による送付物の破損・遅配・誤配等の事故、その他外的要因による障害及び受注者の責に帰せざる事由による障害に起因して発注者が被った損害については、その責を負わないものとする。

(一般的損害)

第14条 本委託業務の成果物（以下「成果物」という。）の引渡し前に、成果物に生じた損害その他本委託業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第15条 本委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他契約の履行につき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(発注方法及び履行方法)

第16条 発注者は、契約期間内において、仕様書等に記載する内容により作業を発注するものとする。

なお、発注者は作業を発注する場合には、受注者に当該発注ごとの必要な指示を通知しなければならない。

2 受注者は、第1項の通知を受けた日から仕様書等に記載する履行期限までに発注した作業を完了しなければならない。なお、受注者は当該発注の作業を完了するごとに次条第1項の通知をしなければならない。

(検査及び引き渡し)

第16条の2 受注者は、仕様書に定める作業を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書及び成果物（以下「成果物等」という。）を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の成果物等を受理したときは、その日から10日以内に、仕様書等に定めるところにより、作業の完了確認のため、検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、成果物等を発注者に引渡すものとする。

5 受注者は、本委託業務において使用した台紙等のうち、未使用の残存する用紙類がある場合は、第1項に定める成果物等と併せて発注者に引き渡すものとする。なお、当該用紙類の引き渡しに要する費用は業務委託料に含まれるものとし、別途精算は行わないものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第17条 受注者の責めに帰する事由により、履行期間までに委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、違約金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金は、本委託業務の処理単位の業務委託料金の金額（本委託業務が継続的な業務として定められている場合は、当該原因が生じた本委託業務の属する月の業務委託料金月額を越えない額）に対して、延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 発注者の責めに帰する事由により、次条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受注者は、未受領金額につき、支払遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて得た金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に対して請求することができる。

(委託料の支払い)

第18条 受注者は、第16条の2第2項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して書面をもって業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第19条 受注者は、本委託業務完了後6ヶ月以内に、処理成果に受注者の責に帰すべき事由による契約内容との不適合（処理成果が種類または品質に関して契約の内容に適合しないことをいう。以下同じ）が発見された場合、発注者及び受注者が協議の上決定する期日までに、無償でこれを追完し、または発注者と協議の上代金を減額するものとする。

(発注者の任意解除権)

第 20 条 発注者は、成果物等の納入が完了しない間は、次条又は第 20 条 3 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 20 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 指定期日内に業務を完了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なく、第 15 条第 1 項の履行の追完等がなされないとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 20 条の 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は

義務を譲渡等したとき。

(8) 第 24 条に規定する事由によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合その他不正行為による解除）

第 21 条 発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が前 2 号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する場合において、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 20 条及び第 20 条の 2 の規定によりこの契約が解除された場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（協議解除）

第23条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第24条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者の債務不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、受注者は契約を解除することができない。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（解除の効果）

第25条 この契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 受注者は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品等については、発注者の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原

状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 6 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第20条、第20条の2、第20条の3又は第22条第2項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第23条又は前条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第26条 本契約の履行に関し、発注者または受注者が相手方の責に帰すべき事由によって重大な損害を被った場合、損害を被った当事者は、予見可能性の有無を問わず特別損害、逸失利益を除く、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内においてのみ損害賠償を相手方に請求することができるものとする。

- 2 損害賠償額は、前項の請求原因が生じた本委託業務の処理単位の業務委託料金の金額（本委託業務が継続的な業務として定められている場合は、当該原因が生じた本委託業務の属する月の業務委託料金月額を越えない額）を上限として、発注者及び受注者が協議の上決定するものとする。
- 3 受注者が第28条に規定する個人情報の保護・管理体制を整えなかったことによって受注者の事業所から預託個人情報が漏洩し、これにより発注者に損害が生じた場合には、前項の規定は適用されないものとする。

(秘密保持)

第27条 発注者及び受注者は、本契約に関して、または本委託業務実施上、相手方から開示、提供を受けた、または知得した相手方の技術上、営業上及びその他の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密に保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩せず、また本契約履行以外の目的に利用しないものとする。この契約終了後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報から除くものとする。
- (1) 開示を受けまたは知得した際、既に自己が所有していた情報。
 - (2) 開示を受けまたは知得した際、既に公知であった情報。
 - (3) 開示を受けまたは知得した後、自己の責に帰せざる事由により公知となった情報。
 - (4) 開示を受けまたは知得した後、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - (5) 相手方の秘密情報に接することなく独自に開発、創作したことによる情報。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法令に基づく公権力の発動によって秘密情報の開示を強制される場合、法令に要求される範囲で秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示を強制された当事者は、相手方に対し、遅滞なくその旨及び開示の対象となる秘密情報を書面で通知するものとする。

(個人情報の保護)

第28条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、発注者の保有する個人情報が発注者から預託される場合、JIS Q 15001「個人情報

報保護マネジメントシステムー要求事項」、個人情報保護法、及び受注者に適用される個人情報ガイドライン等（これらは常に本委託業務実施時点の最新法令及び規定が適用されるものとする。以下総称して「個人情報保護法令等」という。）に準拠して個人情報保護のための体制を確立するとともに、発注者の預託個人情報を保護するものとし、預託個人情報が外部に漏洩し、滅失し、または毀損しないよう以下に定める組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置をとり、内部における管理・責任体制の確保を図るものとする。

- (1) 個人情報保護管理部門の設置、社内監査体制の整備、社内報告連絡体制の整備、その他個人情報保護のための組織体制の整備
 - (2) 個人情報の取扱いに関する規程の整備及び運用
 - (3) 個人情報の取扱いに関する社内教育及び訓練の実施
 - (4) 個人情報を取扱う部屋への入退室の管理
 - (5) 個人情報が記録された媒体または個人情報を取扱う機器等の盗難、破損防止対策
 - (6) 個人情報へのアクセス制限及び内部管理者による個人情報へのアクセス管理
 - (7) 不正アクセス及びウィルス防御対策
 - (8) その他、受注者が必要かつ適切と認める安全管理措置
- 3 発注者は、受注者における個人情報の取扱い及び安全管理措置の実施状況の報告を受注者に求めることができるものとする。この報告徴求は、通常、年1回を超えないものとする（前回の報告受領から1年程度の間隔）。ただし、特段の事情のある場合（個人情報漏洩の調査・検証等の事故調査を目的とする場合や作業場所変更など）はこの限りではない。
- 4 発注者は、前項の報告を受領した後、遅滞なくその報告内容を検討し、受注者における個人情報の取扱い及び安全管理措置の実施状況に問題があると認めた場合、報告を受領してから2週間以内に書面にて受注者に通知するものとする。
- 5 前項の通知があったときは、受注者は、合理的な範囲において当該問題に適切に対処するものとする。
- 6 万一預託個人情報が外部に漏洩し、滅失し、または毀損した場合、受注者は、直ちにその拡大を防止するために必要かつ適切な措置を講じ、発注者に対してその事実を速やかに報告するとともに、事故の原因を速やかに究明し、発注者に報告するものとする。
- 7 発注者は、預託個人情報が個人情報保護法令等に準拠して適切に取得及び管理されているものであること、並びに、受注者が預託個人情報を本委託業務に利用することが預託個人情報の利用目的に合致し、その利用に際しては一切の法令上及び事実上の障害の存在しないことを保証する。
- 8 発注者及び受注者は、相手方の秘密情報及び預託個人情報につき、本契約履行のために必要性があり、かつ契約、規則等により秘密保持義務のある従業者、役員等（以下「関係者」という。）のみが接することができるように管理するものとする。

（暴力団からの不当介入の排除）

第 29 条 受注者は、この契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当要求を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに発注者に報告しなければならない。

（契約外の事項）

第 30 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 受注者は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者（以下「正社員以外の労働者」という。）に行わせる場合は、正社員以外

の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（複写・複製等の制限）

第7 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

（再委託の制限）

第8 受注者は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

- 2 受注者は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託に係る連帯責任）

第9 受注者は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託先に対する管理及び監督）

第10 受注者は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督を行うとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第11 受注者は、この契約による業務を実施するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに発注者の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

- 2 受注者は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人

情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 受注者は、発注者からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

(監査等)

第13 発注者は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査、实地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受注者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、発注者又は発注者の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 発注者は、前項の目的を達成するため、受注者及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第14 受注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 発注者は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、受注者及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

特定個人情報等の取扱いに関する事項

本契約に関する特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いについては、本特定個人情報等の取扱いに関する事項（以下「本取扱事項」という。）のとおりとし、発注者と受注者はこれに従い履行しなければならない。

（遵守）

第1条 発注者と受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン並びに湯沢市情報セキュリティポリシー及び湯沢市情報セキュリティ実施手順に基づき、本取扱事項を遵守しなければならない。

（安全管理措置）

第2条 受注者は、次の各号の定めるところにより安全管理措置を講じ維持しなければならない。

- (1) 特定個人情報等を取り扱う事務、範囲を明確化し、組織、人的な責任体制を整備すること。
- (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失又はき損等（以下「漏えい等」という。）の防止のために、緊急時対応計画を定めること。

（管理責任者等の届出）

第3条 受注者は、前条に定める安全管理措置を徹底するため本取扱事項の管理責任を有する管理責任者及び管理責任者の指揮監督を受けて特定個人情報等を取り扱う従業者（以下「管理責任者等」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、管理責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請しその承認を得なければならない。
- 3 受注者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 4 管理責任者は、本取扱事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 5 従業者は、管理責任者の指示に従い本取扱事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第4条 受注者は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、特定個人情報等を発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、取扱区域から持ち出してはならない。

（従業者の監督、教育）

第5条 受注者は、従業者全員に対して特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本取扱事項の遵守その他必要な教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（秘密保持義務）

第6条 受注者は、本取扱事項の履行により直接又は間接に知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、管理責任者等に対して秘密保持に関する誓約書を提出させ秘密保持義務を負わせなければならない。
- 3 受注者は、退職する管理責任者等に対して退職後の秘密保持に関する誓約書を提出させ、在

任又は在職中に知り得た内容の秘密保持義務を負わせなければならない。

(再委託)

第7条 受注者は、本取扱事項の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、本取扱事項の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託する理由、再委託する期間、再委託する予定金額、再委託先の事業者名、再委託先の業務責任者の職氏名、再委託先の連絡先、再委託する処理内容、再委託する取り扱い情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を、業務の着手前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本取扱事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対してその履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

(正社員以外の労働者等の義務)

第8条 受注者は、本取扱事項を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者（以下「正社員以外の労働者」という。）に行わせる場合は本取扱事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(目的外利用及び第三者提供の禁止)

第9条 受注者は、特定個人情報等を目的外利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

(返却又は抹消)

第10条 受注者は、本取扱事項の終了時、又は発注者の求めがあるときは、特定個人情報等を発注者の指定した方法により返却又は抹消を実施しなければならない。

- 2 受注者は、特定個人情報等を返却又は抹消する場合は、事前に返却又は抹消すべき特定個人情報等の項目、媒体名、数量、返却又は抹消の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、特定個人情報等の返却又は抹消に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、特定個人情報等を抹消する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、特定個人情報等の返却又は抹消を行った後、返却又は抹消を行った日時、担当者名及び返却又は抹消の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第11条 受注者は、本取扱事項の遵守状況について必要があると認めるとき、また緊急的に発注者から報告を求められた場合は直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の定期報告及び緊急時報告について手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第12条 発注者は、特定個人情報等の取扱いについて必要があると認めるときは、受注者及び再委託先に対して実地の監査又は検査を行うことができる。この場合において受注者は、正当

な理由がある場合を除き応じなければならない。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため受注者に対して必要な情報提供を求め、又は本取扱事項の履行に関し必要な指示をすることができる。
- 3 発注者は、前条による定期報告及び緊急時報告又は第1項による監査及び検査の結果、特定個人情報等の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対して書面により安全管理措置の改善を要請することができる。

(事故時の対応)

第13条 受注者は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合、又はそのおそれがあると判断した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第14条 発注者は、受注者が本取扱事項に定める義務を履行しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第15条 受注者は、自己の責に帰すべき事由により、本取扱事項に違反し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が発生した場合には、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、本取扱事項の違反が故意又は重大な過失による場合を除き、当該損害賠償請求の金額は本契約の契約額を上限とする。

(合意管轄)

第16条 本取扱事項に関し、訴訟の必要が生じた場合は秋田地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上